

四日市市告示第104号

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月19日

四日市市長 森 智広

四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市水田病虫害防除対策支援事業費補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第95号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、スクミリンゴガイの防除対策に取り組む市内の農家組合等の農業者団体に対し、使用する<u>薬剤及び捕獲器</u>の費用の一部を補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱で定めるものとする。</p> <p>(補助対象経費、補助金額等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「<u>補助対象経費</u>」という。）は、防除対策に要する<u>薬剤及び捕獲器</u>の購入費（<u>捕獲器の自主製作に係る費用は除く。</u>）とする。</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内において、<u>補助対象経費</u>の10分の3以内とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、スクミリンゴガイの防除対策に取り組む市内の農家組合等の農業者団体に対し、使用する薬剤の費用の一部を補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱で定めるものとする。</p> <p>(補助対象経費、補助金額等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防除対策に要する薬剤の購入費（以下「<u>薬剤購入費</u>」という。）とする。</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内において、<u>薬剤購入費</u>の10分の3以内とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

3 (略) 附 則 (施行期日)	3 (略) 附 則 (施行期日)
1 (略) (有効期限)	1 (略) (有効期限)
2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)